

第2層生活支援コーダーネーター事業

つどエールカレンダー

2024

年

2

月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-------|--------------|------|-----------------------|--------|----|
| | | | | 1 | 2 | 3 |
| | | | | 健康体操 | | |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| | | 囲碁・将棋 同好会 | | 健康体操 | 映画鑑賞の日 | |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| | 振替休日 | 囲碁・将棋 同好会 | 手芸の日 | 健康体操 ふれあい 介護サロン | ひぐま | |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| | 歌声の日 | 囲碁・将棋 同好会 | | 健康体操 | 天皇誕生日 | |
| 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | | |
| | 布草履作り | 囲碁・将棋 同好会 | 手芸の日 | 健康体操 | | |

- ◎ 歌声、囲碁将棋、映画鑑賞・健康体操は13時、
- ◎ ふれあい介護サロン、ひぐまカフェは14時、布草履は10時開始

つどエールカレンダー

2024

年

3

月

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|-------|--------------|------|-----------------------|--------|----|
| | | | | | 1 | 2 |
| | | | | | | |
| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| | 布草履作り | 囲碁・将棋 同好会 | | 健康体操 | 映画鑑賞の日 | |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| | 布草履作り | 囲碁・将棋 同好会 | 手芸の日 | 健康体操 | | |
| 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 |
| | 歌声の日 | 囲碁・将棋 同好会 | 春分の日 | 健康体操 ふれあい 介護サロン | ひぐま | |
| 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| | 布草履作り | 囲碁・将棋 同好会 | 手芸の日 | 健康体操 | | |

- ◎ 歌声、囲碁将棋、映画鑑賞・健康体操は13時、
- ◎ ふれあい介護サロン、ひぐまカフェは14時、布草履は10時開始

音楽療法を取り入れた体操教室の様子





～安全就業だより～

作成：門真市シルバー人材センター安全就業推進委員会



～今年度の活動について～

今年度5回目の安全就業推進委員会を1月24日(水)に開催しました。

8/30 発生の傷害事故(自転車乗車中の交通事故)、12/4 発生の損害賠償事故(公共施設での植木剪定作業中)、12/9 発生の傷害事故(自転車転倒事故)について当事者の会員より聞き取りを実施しました。

ヘルメット未着用の自転車事故がありました。着用徹底をお願いします。横断歩道から離れた場所で自転車での車道横断中にバイクと接触する事故がありました。横断歩道を利用して下さい。

11～12月のパトロールでは、植木剪定・除草の現場を巡回させていただきました。皆さん良好な状況で作業されていることを確認致しました。引き続き安全パトロールを実施していきます。安全就業推進委員会が巡回し作業現場の安全確認・報告書の作成を行いますので、お会いした際にはご協力をお願い致します。

次年度の安全標語の皆様のご応募をお願いします(応募用紙は事務局受付に用意しています)。

センターの事故発生状況(センター保険・労災適用分)

| 年度は発生日 基準 | シルバー保険適用分 | | | | 労災保険適用分 |
|--------------|------------|---------------|------------|---------------|---------|
| | 傷害事故 件数 | 傷害保険金 支払い額 | 賠償事故 件数 | 賠償保険金 支払い額 | 件数 |
| 2023年度 | 2件 | 調整中 | 2件 | 190,400円 | 1件 |
| 2022年度 | 1件 | 272,000円 | 2件 | 334,600円 | 2件 |

★会員の皆さんの事故(シルバー保険適用分・労災保険適用分・その他重要な事案)について、当該会員の安全委員会への招集・詳細な事故事例報告書の提出・事故現場の同行確認を随時お願いしています。事故の再発防止のため、ご協力をお願いいたします★

会議・安全パトロールの様子



『弁天池公園スプリングカーニバル』開催予定

- 【日時】 令和6年4月29日 (月・祝)
- 【場所】 門真市弁天池公園
- 【活動内容】 設営、場内案内、駐車(輪)場整理等
- 【形態】 有償ボランティア(軽食付き)
- 【活動時間】 午前6時～午後5時 (担当業務により異なります)
- 【申込】

※事前申し込みが必要です。
 ※雨天でも内容変更して開催されます。

【問合せ、お申し込み先】
 門真市シルバー人材センター事務局 事業課 まで
 ☎ 06-6905-5911

**いきいき百歳体操参加など健康体操参加者、ボランティアスタッフ募集！
 体操のリーダー(お世話係)のお仕事**

人生100年時代！介護予防・健康維持を目的とした「いきいき百歳体操」など健康体操と一緒に楽しみませんか！？
 シルバー人材センターは会員・非会員を問わず市民への介護予防活動を推進しています。「いきいき百歳体操」を含む
 ●介護予防の為に体操を広く市民に広げるためのリーダー(お世話係)、●イベントを盛り上げてくれるボランティアスタッフ(ダンス、手品、書道等を市民に披露・指導できる方、会場のお世話係等)を大募集しています。



お問い合わせは事務局 事業課まで

【農業に興味がある、参加してみたい人材募集中】

『楽農園事業』の参加者募集中！

門真市内で遊休農地を再生し、門真に伝わる伝統野菜【門真れんこん】の栽培事業を行っています。一緒に蓮根・慈姑やその他野菜の栽培事業に携わって頂ける仲間を募集中！

(畑の維持管理、蓮根の育成収穫、その他野菜の栽培、蓮根等の洗浄と包装・販売作業等)

お問い合わせは事務局 事業課 松村まで



【訪問介護のお仕事】

ヘルパーとして活躍して頂ける会員募集中！

資格：初任者研修(旧ヘルパー2級)修了者

1300円～/1時間あたり (+α(処遇改善費有))

資格：くすのき広域連合生活援助サービス従事者研修修了者(生活援助中心型サービスのみ従事可)

1200円/1時間あたり

お問い合わせは事務局 事業課まで



【喫茶店『チエブクロー』での接客・調理のお仕事】

喫茶店『チエブクロー』にて●接客、●調理、●店内掃除、●簡単な保守営繕等を担当いただけます。私たちの喫茶『チエブクロー』をより魅力的なお店にしてくださいませんか？！

お問い合わせは事務局 事業課まで



配分金は所得です。控除額を越えている方は、確定申告が必要になります

会員さんが受取った配分金に対する所得税法の取扱いについて (令和5年分)

会員さんが受ける配分金は、所得税法上「雑所得」とされ、センター等から受取った配分金収入は、原則、翌年3月15日までに所得税の確定申告をする必要があります。

ただし、配分金収入に対しては、租税特別措置法第27条より、55万円を上限として最低保証必要経費(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例)が認められております。

なお、配分金収入と給与所得がある場合は、給与所得控除額(最低55万円。ただし、収入金額を限度となります。)が受けられますが、その場合、配分金に係る上記の最低保証必要経費(55万円)は55万円から給与所得控除額を控除した残額が最低必要経費となります。

※この家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けるには、所得税の確定申告書に所定の記載が必要となります。

詳しくは最寄りの税務署にお尋ねください。

また、公的年金を受給している場合は、配分金収入とは別に公的年金等の控除が受けられます。

(家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例) 租税特別措置法 第27条

第二十七条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)第二条第二項に規定する家内労働者に該当する個人、外交員その他これらに類する者として政令で定める個人が事業所得又は雑所得を有する場合において、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額及び雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額の合計額が五十五万円(当該個人が給与所得を有する場合にあつては、五十五万円から所得税法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額を控除した残額。以下この条において同じ。)に満たないときは、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、所得税法第三十七条第一項及び第二編第二章第二節第四款第一目から第五目までの規定にかかわらず、五十五万円を政令で定めるところにより事業所得に係る金額と雑所得に係る金額とに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの金額とする。この場合において、当該それぞれの金額は、その年分の事業所得に係る総収入金額又は雑所得に係る総収入金額(同法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係るものを除く。)を限度とする。

租税特別措置法施行令第18条の2

租税特別措置法第27条に規定する政令で定める個人は、集金人、電力量計の検針人その他特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者とする。

※ 平成30年度税制改正において必要経費に算入する金額の最低保証額が55万円(改正前:65万円)に引き下げられました。

この改正は、令和2年(2020年)分以後の所得税について適用されます(改正法附則72)。

特例の適用対象者

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に規定する「シルバー人材センター」が行う業務に基づいて就業する高年齢者は、「シルバー人材センター」に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者であり、「特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする者」に該当することになります。

【計算例示】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 63万円
 ② 給与収入 18万円(シルバー派遣による賃金)
 ③ 公的年金収入 130万円

計算方法

配分金収入及び給与収入に係る計算

$$\begin{array}{l} \text{・給与収入} \\ \text{(給与収入)} \quad \quad \quad \text{(給与所得控除額)} \quad \quad \quad \text{(給与収入に対する所得金額)} \\ 180,000\text{円} \quad - \quad 180,000\text{円} \quad = \quad 0\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

$$\begin{array}{l} (1) \text{ 配分金収入} \\ \text{(配分金収入)} \quad \quad \quad \text{(配分金に対する最低保証必要経費)} \quad \quad \quad \text{(配分金に対する所得金額)} \\ 630,000\text{円} \quad - \quad (550,000\text{円} - 180,000\text{円}) \quad = \quad 260,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

$$\begin{array}{l} (2) \text{ 公的年金収入に係る計算} \\ \text{(公的年金収入)} \quad \quad \quad \text{(公的年金等の控除額)} \quad \quad \quad \text{(公的年金収入に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} \quad - \quad 1,100,000\text{円} \quad = \quad 200,000\text{円} \quad (\text{C}) \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) + (\text{C}) = 0\text{円} + 260,000\text{円} + 200,000\text{円} = 460,000\text{円}$$

$$\begin{array}{l} \text{(所得金額)} \quad \quad \quad \text{(基礎控除)} \quad \quad \quad \text{(課税所得金額)} \\ 460,000\text{円} \quad - \quad 480,000\text{円} \quad = \quad (\text{マイナスとなるので}0\text{円}) \end{array}$$

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用するので課税所得金額がなく納税額が発生しません。

なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、所得税が還付されます。

(注)平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。

公的年金等に係る確定申告不要制度

平成23年分以後は、その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告の必要はありません。

(注1) この場合であっても、例えば、医療費控除による所得税の還付を受けるための確定申告をすることができます。

(注2) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

(注3) 平成27年分以後は、源泉徴収の対象とされない下記※に該当する公的年金等を受給している方は、公的年金等に係る確定申告不要制度の適用はできません。

※ 外国の法令に基づく保険又は共済に関する制度で「国民年金法、厚生年金保険法、公務員等の共済組合法などの規定による年金」に掲げる法律の規定による社会保険又は共済制度に類するもの

(国税庁HPより)

例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 100万円
 ② 公的年金収入 130万円

計算方法

$$\begin{array}{l} (1) \text{ 配分金収入に係る計算} \\ \text{(配分金)} \quad \quad \quad \text{(配分金に対する最低保証必要経費)} \quad \quad \quad \text{(配分金に対する所得金額)} \\ 1,000,000\text{円} \quad - \quad 550,000\text{円} \quad = \quad 450,000\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

$$\begin{array}{l} (2) \text{ 公的年金収入に係る計算} \\ \text{(公的年金収入)} \quad \quad \quad \text{(公的年金等の控除額)} \quad \quad \quad \text{(公的年金収入に対する所得金額)} \\ 1,300,000\text{円} \quad - \quad 600,000\text{円} \quad = \quad 700,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得金額

配分金収入、公的年金収入に係る所得金額

$$(\text{A}) + (\text{B}) = 450,000\text{円} + 700,000\text{円} = 1,150,000\text{円}$$

$$\begin{array}{l} \text{(所得金額)} \quad \quad \quad \text{(基礎控除)} \quad \quad \quad \text{(課税所得金額)} \\ 1,150,000\text{円} \quad - \quad 480,000\text{円} \quad = \quad 670,000\text{円} \end{array}$$

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)

$$670,000\text{円} \times 5\% = 33,500\text{円}$$

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

$$33,500\text{円} \times 2.1\% = 700\text{円} (\text{百円未満切捨て})$$

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

$$33,500\text{円} + 700\text{円} = 34,200\text{円}$$

(注)平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

この会員の場合、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受けても課税所得金額が発生するため所得税及び復興特別所得税を34,200円納める必要があります。

例3 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

① 配分金収入 83万円 (実際に要した経費 30万円)

② 給与収入 60万円 (シルバー派遣による賃金)

③ 公的年金収入 130万円

計算方法

配分金収入及び給与収入に係る計算

・給与収入

(給与収入) (給与所得控除額) (給与収入に対する所得金額)
600,000円 - 550,000円 = 50,000円

所得金額調整控除額

公的年金等(下記(2))の所得金額(上限10万円)-100,000円+給与所得金額<100,000円 → 50,000円

したがって、

(給与収入に対する所得金額) (所得金額調整控除額)
50,000円 - 50,000円 = 0円(A)

(1) 配分金収入

(配分金収入) (実際に要した経費) (配分金に対する所得金額)
830,000円 - 300,000円 = 530,000円 (B)

(2) 公的年金収入に係る計算

(公的年金収入) (公的年金等の控除額) (公的年金収入に対する所得金額)
1,300,000円 - 1,100,000円 = 200,000円 (C)

(3) 所得控除及び所得税額

配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額

(A)+(B)+(C) = 0円+530,000円+200,000円 = 730,000円

(所得金額) (基礎控除) (課税所得金額)
730,000円 - 480,000円 = 250,000円

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

(課税所得金額) (所得税率) (所得税額)

250,000円 × 5% = 12,500円

(所得税額) (復興特別所得税率) (復興特別所得税額)

12,500円 × 2.1% = 200円 (百円未満切捨て)

(所得税額) (復興特別所得税額) (納税額)

12,500円 + 200円 = 12,700円

(注)平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

この会員の場合、給与収入が55万円以上あるので家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を受られません。よって、それぞれの収入から課税所得金額が発生して所得税及び復興特別所得税を12,700円納める必要があります。

なお、確定申告については最寄りの税務署にお尋ねください。

個人情報保護法等と税務職員の質問検査権等との関係

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)等は、個人情報取扱事業者(センター等)及び国等の行政機関に対して、その保有する個人情報の利用及び提供について制限を課しているが、国税当局(税務職員)が行う「各税法に定める質問検査権の行使」及び「資料収集等の情報提供依頼」に対してその保有する個人情報を提供することは、個人情報の利用及び提供の制限を受けないとされています。(個人情報保護法第16条及び第23条)

《利用目的による制限において制限を受けないもの》

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国等に協力する必要がある場合

「① 法令に基づく場合」とは、「税務職員が行う質問検査権の行使への対応」及び「税務署長に対する支払調書等の提出」等である。

「④ 国等に協力する必要がある場合」とは、「税務職員が、適正・公平な課税の実現の観点から行う資料収集等」である。

ここでいう「税務職員が行う質問検査権への対応」とは実地調査・反面調査・法定監査等が含まれる。(一般的にはセンター等に対する税務調査による場合)

また、「国等に協力する必要がある場合の資料収集等」は法定資料以外の資料を収集する場合に該当する。(センター等が保管している会員への配分金支払資料「配分金支払明細書」の提示が該当する)

同好会からのお知らせ！！

グラウンドゴルフ同好会

2・3月の活動予定 ※天池公園北側広場 3月2日10時開始

旧) 六中グラウンド 毎週、火、木曜日10時開始

※R5年度ファイナル大会 3月21日9時30分開始 26日予備



| | | | | | | | | | |
|----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| 2月 | 土 | 日 | 月 | 13 | 15 | 20 | 22 | 27 | 29 |
| | 木 | 金 | 木 | 火 | 木 | 火 | 木 | 火 | 木 |
| 3月 | 5 | 7 | 12 | 14 | 19 | 21 | 26 | | |
| | 火 | 木 | 火 | 木 | 火 | 木 | 火 | | |

集団での練習により、自己管理としてコロナ対策及びインフルエンザ対策もお願いします。

連絡先 森田 070-8510-7681 山崎 090-3169-5447 村田 090-8793-1481
山本 090-6732-8385

※ 寒さ対策とコロナ対策も忘れずに！マスク装着は自己判断でお願いします

囲碁・将棋同好会

2月14日【水】シルバー大会議室

17日【土】中塚荘（研修室）

21日【水】シルバー小会議室

24日【土】中塚荘（研修室）

28日【水】シルバー小会議室

3月 7日【木】シルバー小会議室

9日【土】中塚荘（研修室）

14日【木】シルバー小会議室

16日【土】 中止

21日【木】シルバー大会議室

23日【土】中塚荘（研修室）

28日【木】シルバー小会議室

30日【土】 中止



※時間は、いずれも

13時～16時30分の3時間30分です。

連絡先) 090-5048-7498 (ふじおか 藤岡)

090-6552-4841 (かんだ 神田) 090-4839-3559 (かとう 加藤)

パソコン同好会

日程

①3月 6日 (水) Power point

②3月15日 (金) Power point

時間：13時～15時までの2時間 (ノートパソコンを持ち込んで学習します。)

場所：センター大会議室します。

連絡先：加藤 090-3862-7851

※2023年度年会費 1,000円です。(会費 杉田 まで)



歩こう会

新規会員募集中

寒さも和らぎ梅の蕾もふくらみはじめる頃、会員の皆様にはお元気でお越しの事とおもいます。2月の行事は、大阪城梅林で梅の花を愛で、公園内の散策を楽しむコースです。多くの皆様の参加をお待ちしております。 (役員一同)

記

行き先 大阪城梅林園

日時) 令和6年2月24日(土) 集合時間) 午前10時

集合場所) 京阪京橋駅前広場 解散場所) 集合場所と同じ

交通費) 萱島駅～京橋駅往復 560円



※アルコールは禁止となります。(弁当・飲み物)持参

※尚 NHK6時55分頃の天気予報60%中止です。

※参加者は歩こう会の帽子を着用して下さい。

問い合わせ連絡先 (役員一同)

野瀬 090-5243-6749

木本 090-3613-2245

岡 090-3894-3900



ハッピーコーラス同好会

【練習曲】翼をください、旅人よ、荒城の月、アメージング・グレイス、遠い世界に、糸、青い山脈、仰げば尊し、忘れな草をあなたに、トロイカ、知りたくないの、等

一緒に歌って下さる仲間たちを大募集中です！歌声喫茶感覚で、健康のため「歌ってみようかな？」と、考えている会員の方は、ぜひご連絡下さい。平均年齢70歳です(笑)

2月から毎週金曜日 17:00~18:30 イズミヤ門真店(門真市駅すぐ)の2階で開催しています(会費月額500円)。



連絡先) 会長 阿食 香 (あじき かおる) TEL 090-8984-1315

ゴルフ同好会 (KSG会)

令和6年度春季活動予定

4月3日(水) 8:30 大阪パブリック

5月8日(水) 8:30 大阪パブリック

6月5日(水) 8:30 大阪パブリック



楽しく一緒にプレーしませんか！入会お待ちしております！

連絡先) 桂 090-3486-1901 河合 090-1966-2722

配分金明細書(書面)の配布は令和6年3月末で終了



シルバー人材センターで、シルバーアプリの普及、登録をお願いしております。



シルバーアプリをスマホにインストールすると、便利なのがたくさん♪

- ① 会員番号をスマホで表示 会員証を忘れても、スマホがあれば大丈夫！！
- ② 配分金明細を確認 明細書を保存しなくても、過去の配分金金額を確認できます。
- ③ お仕事検索 センターまで行かず、どんなお仕事があるか確認できます。

*【配分金明細とは】：**請負**で就業中の会員様の明細です。

派遣で就業中の会員様は大阪府シルバー人材センター協議会からの給与明細&振込みされます。

スマホ教室は2月で終了します！

かんたんスマホ教室&インストール講習会開催

※1 会員様、複数回受講可能。事務所へお電話または来所にてご予約ください※

※参加者多数の場合は、1人1回の受講とさせていただきます。

★スマホ教室前後の休憩時間にシルバーアプリのインストール方法をご案内します★

| 場所 | 月 | 日 | 曜日 | 開始時間① | メニュー① | 開始時間② | メニュー② | 開始時間③ | メニュー③ |
|---------|---|----|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| センター事務所 | 2 | 6 | 火 | 9:30 | E | 10:45 | F | 12:00 | G |
| | | 20 | 火 | | C | | D | | G |
| 市民プラザ | | 14 | 水 | 13:00 | A | 14:15 | B | 15:30 | G |

お好きな講座をご予約ください。今回は一般市民様もご参加されますので、予約はお早目をお願いします。

| | |
|---|-----------------------|
| A | アプリのインストール方法 |
| B | インターネットの利用方法 |
| C | メールの利用方法 |
| D | 地図アプリの利用方法 |
| E | SNS・コミュニケーションアプリの利用方法 |
| F | スマートフォンを安全に使うためのポイント |
| G | マイナンバーカードの申請方法 |



【お知らせ】

スマホ教室の講師会員さんがシルバーアプリのインストール（使える状態にする）のお手伝いをしています！
ご自身のスマホと会員証をお持ちになって、お気軽にお越しください！



場所：2階事務所窓口
期間：2月～3月
曜日：毎週火曜日・木曜日
時間：10時～12時 13時～15時

※事前予約は不要です

※2～3月は混雑が予想されます。待ち時間が発生する場合がありますので、ご了承ください。（開始直後が特に込み合います。）

※2月20日午前中は行いませんので、ご注意ください。

理事監事候補者選考委員会からのお知らせ

事務局通信1月号（令和6年1月16日発行）でお知らせさせていただきました新年度の理事及び監事の候補者の推薦ですが、令和6年2月1日現在50名の役員候補者推薦書を投函していただいております。

より多くの皆様のご意見を承りたく、推薦書の未提出の方は、ご推薦よろしくお願いたします。

記

推薦締切日) 令和6年2月15日 木曜日 まで

推薦書投函箱設置場所) 門真市シルバー人材センター事務所

弁天池公園管理事務所

(各設置場所に役員候補者推薦用紙を置いております。)

令和6年度年会費の納付について

年会費（2,000円）の納付時期が近づいてきました。

※ 1月に**請負**で就業された方は、(配分金口座からの振替の場合)

令和6年**1月配分金(2月28日振込)**より、**年会費を控除**して振込をさせていただきますので、お手間をお掛けいたしません。

※ **これ以外の方は**、直接事務所に**現金で納付**ください。

1月に**請負就業**したが、**配分金が2,000円以下**
派遣就業だけ(緑の勤務実績表のみ提出)されている方 } **含む**

年会費の納付期間は、**3月1日(金)～29日(金)**です。
 よろしくお願ひします。

【求人情報】

令和6年2月1日現在

| 受注No | 仕事の内容 | 就業場所 |
|----------|----------------------------|---------|
| 15017110 | 福祉有償車両運転手 | 門真市中町 |
| 35000304 | 箱作成,シール貼,DVD解体作成内職 | 大東市新田西町 |
| 35000169 | 広報かどま配布業務 | 市内一円 |
| 35000199 | 日日新聞配布業務(配布場所相談) | 市内各所 |
| 35000075 | 社内清掃、昼食仕度・片付け作等 | 門真市四宮 |
| さー02 | 【派遣】クリーンセンター内で傘の分解選別作業他 | 門真市深田町 |
| カー05 | 【派遣】保育補助 | 門真市北島町 |
| カー08 | 【派遣】陳列什器のメンテナンス、整理、清掃、搬入搬出 | 門真市深田町 |
| カー09 | 【派遣】保育補助 | 門真市脇田町 |
| カー10 | 【派遣】送迎運転業務 | 門真市一番町 |
| カー12 | 【派遣】送迎運転業務 | 門真市北岸和田 |
| さー14 | 【派遣】ららぽーと門真内での商品運搬作業 | 門真市松生町 |
| さー17 | 【派遣】大学内の清掃業務 | 守口市藤田町 |
| さー19 | 【派遣】溶接と洗車、雑役業務 | 門真市北巢本 |

◆まだまだ掲載しきれない情報がたくさんあります！是非!!センターへお越しください。

※ 仕事内容・場所・金額等詳細は、記載の受注Noと共に、各担当者までお問い合わせ下さい。

※ データ集計・作成の都合上、お問い合わせいただいた時点で募集が終了している場合もございます。ご了承ください。

公益社団法人

門真市シルバー人材センター

〒571-0055

門真市中町1番1号

電話 06-6905-5911

FAX 06-6905-0085



✉ kadoma@mkc.zaq.ne.jp HP <https://www.kadoma-silver.com>

令和5年度末会員数目標1,700人 (令和6年1月31日 現在)

| 会員総数 | 男性会員 | 女性会員 | |
|--------------|------------|------------|------------|
| 1,719 | 939 | 780 | |
| 増減 | +10 | -4 | +14 (対前月比) |
| 新入会員数 | 21 | 6 | 累計 152人 |

3年連続で会員数の減は免れたが・・・
令和5年度こそは、絶対目標達成を!